

社宅の家賃

Q : 社宅の家賃は、役員と使用人で違うようですが、どのようになっているのですか？

A : 次のように役員と使用人では、家賃の計算方法が違ってきます。

【解説】

会社が、役員又は使用人に社宅を貸与する場合には、通常の賃貸料を徴収しなければならないが、通常の賃貸料に満たない場合には、給与課税の問題が生じてきます。

通常の賃貸料は、次のように求めます。

① 役員の場合

{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×12%(木造家屋以外の家屋については10%) + その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%} × 1/12

- ・ 床面積が132㎡超の借り上げ社宅の場合
上記の算式と実際の支払賃貸料の50%相当額とのいずれか多い金額を徴収する必要あり。
- ・ 床面積が132㎡以下(木造家屋以外の家屋は99㎡以下)の場合
次の算式により計算した金額を徴収。

② 使用人の場合

その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2% + 12円×(その家屋の総床面積/3.3 + その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

ただし、算式により計算した金額の50%相当額以上を徴収していれば、使用人については給与課税なし。

